

議会運営委員会

令和7年8月29日（金曜日）午前9時58分開会

出席委員（8名）

委員長	森本彰伸
委員	相馬剛
委員	星野健二
委員	平山武

副委員長	田村正宏
委員	林美幸
委員	小島耕一
委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	齊藤誠之
----	------

副議長	齋藤寿一
-----	------

説明のための出席者（10名）

市長	渡辺美知太郎
副市長	藤田一彦
総務課長	後藤明美
行政係長	三宅和幸
主査	洗由佳

副市長	瀧口晃
総務部長	増渕剛
総務課長補佐	佐藤吉将
主査	蓮實憲太
主任	荒井祐太

出席議会事務局職員

事務局長	平井克巳
議事課長補佐 兼庶務係長	小高久美
主査	黒沢大輔

議事課長	岩波ひろみ
議事調査係長	長岡栄治

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
 - ・委員長
 - ・議長
 - ・市長

3. 協議事項

(1) 令和7年9月那須塩原市議会定例会議について

① 提出案件について

○市長提出案件…………… 39件

- ・ 人事案件…………… 1件
- ・ 条例案件…………… 10件
- ・ 補正予算案件…………… 8件
- ・ 財産の取得案件…………… 1件
- ・ 剰余金の処分案件…………… 2件
- ・ 決算認定案件…………… 8件
- ・ 報告案件…………… 9件
- (即決案件)…………… 件
- (追加案件)…………… 件

○議会提出案件…………… 1件

- ・ 特別委員会の設置…………… 1件
- (即決案件)…………… 件
- (追加案件)…………… 件

② 議案に対する質疑・討論について

③ 会派代表質問（通告会派 3会派）について

④ 市政一般質問（通告者 13人）について

⑤ 請願・陳情等の取り扱いについて

○新規に受理した請願・陳情等…………… 4件（別紙請願・陳情等文書表）

⑥ 会議日程について

○会議日程は9月5日（金）から 月 日（ ）までの 日間

○日程（別紙案）

(2) 9月定例会議の対応について

○別紙資料参照

(3) 特別委員会の委員の任期の検討について

(4) 那須塩原市議会基本条例に規定する議会の議決事件を定める規程の一部改正について

(5) その他

次回開催

議会運営委員会 9月30日（火）本会議終了後

4. 閉 会

開会 午前 9時58分

◎開会の宣告

○森本委員長 委員会開会の前ですけれども、当委員会の傍聴者希望がありました。議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。また、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを認めます。

それでは、議会運営委員会を開会いたします。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○森本委員長 (挨拶。)

—————◇—————

◎議長挨拶

○森本委員長 続きまして、議長から御挨拶をいただきます。

○齊藤議長 (挨拶。)

○森本委員長 議長、ありがとうございました。

—————◇—————

◎市長挨拶

○森本委員長 続きまして、市長から御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

○渡辺市長 (挨拶。)

○森本委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎協議事項

○森本委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

(1)令和7年9月那須塩原市議会定例会議について。

まずは①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○増淵総務部長 改めまして、おはようございます。

よろしくお願いいたします。

令和7年9月那須塩原市議会定例会議に提案を予定しております市長提出案件につきまして御説明を申し上げます。

今回、提出を予定しております案件、ただいま市長が申し上げましたとおり39件となりますので、各案件の取扱いについて御審議くださいますようお願いいたします。

なお、過日の議員全員協議会において説明を行った案件につきましては、本日の説明を省略をさせていただきます。

また、付議事件の一覧表をお配りしておりますので、件名の読み上げは省略いたしまして、表の番号と議案番号のみを申し上げます。

それでは初めに、番号1、同意第6号でございます。

本案は、1名の委員が本年12月31日をもって任期満了となることから退任する委員の後任として、松本利寿氏を新たに選任したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、人事案件1件を提出いたします。

次に、番号2、議案第50号から番号11、議案第59号までの条例の改正及び廃止案件10件を提出いたします。

次に、番号12、議案第60号から番号19、議案第67号までの令和7年度補正予算案件8件を提出い

たします。

次に、番号20、議案第68号の財産の取得案件1件を提出いたします。

次に、番号21、議案第69号及び番号22、議案第70号の剰余金の処分案件2件を提出いたします。

初めに番号21は、令和6年度那須塩原市水道事業会計の決算における未処分利益剰余金1億9,944万8,307円の処分について、この全額を建設改良積立金に積み立てるものであり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に番号22は、令和6年度那須塩原市下水道事業会計の決算における未処分利益剰余金4億4,800万3,116円の処分について、資本的収支金に伴う減債積立金からの補填額1億4,383万7,808円を資本金に組み入れ、残額3億416万5,308円を減債積立金に積み立てるものであり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、番号23、認定第1号から番号30、認定第8号までの令和6年度決算認定案件8件を提出いたします。

次に、番号31、報告第22号から番号33、報告第24号の専決処分の報告案件3件でございます。

番号31番は、過日の議員全員協議会で説明を申し上げてましたので、ここでの説明は省略いたします。

番号32及び33は、いずれも地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

初めに番号32は、令和7年4月25日、那須塩原市阿波町地内の駐車場において、職員が運転席ドアを開けた際に突風にあおられ、ドアが勢いよく開き、相手方車両の左側スライドドアを損傷させ

たものです。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金12万8,645円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に番号33は、令和7年6月15日、那須塩原市鍋掛地内において、相手側車両が市道黒磯大田原1号線を南進中、道路に空いた穴にタイヤが落ちたことにより、タイヤ及びホイールを損傷したものです。

両者協議の結果、市側40%、相手側60%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金1万4,080円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、番号34、報告第25号及び番号35、報告第26号の審査請求の却下案件2件を提出いたします。

次に、番号36、報告第27号、健全化判断比率等の報告案件1件でございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

次に、番号37、報告第28号でございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和6年度に教育委員会が実施した教育行政に関する主な取組内容の成果等に関し点検及び評価を行った結果について報告するものであります。

最後に、番号38、報告第29号及び番号39、報告第30号の放棄した私債権の報告案件2件でございます。

これら2件は、那須塩原市債権管理条例第14条第1項の規定により、私債権等を放棄したので、

同条第2項の規定により報告するものです。

初めに番号38は、令和6年度那須塩原市一般会計における私債権を放棄したもので、放棄した私債権は、臨時福祉給付金返還金3件、6万6,000円及び学校給食費196件、673万8,120円であります。

次に、番号39は、令和6年度那須塩原市水道事業会計における私債権等を放棄したもので、放棄した私債権等は水道料金44件、649万6,030円及び手数料19件、1万9,000円であります。

以上、報告案件9件を提出いたします。

以上、39件の案件につきまして市議会定例会議への提出を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

○森本委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 それでは、即決案件ございますか。

総務部長。

○増淵総務部長 付議事件一覧表を御覧いただきたいと思いますが、即決をお願いしたい案件につきましては、グレーに網かけをしております案件1件でございます。番号1、同意第6号の1件は人事案件ですので、即決でお願いしたいと思います。

○森本委員長 ただいま即決案件の説明に対し質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑がないようなので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました番号1、同意第6号の1件は、先例のとおり即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように

取り扱います。

また、ただいまの即決案件1件及び番号31から39の報告案件9件を除く29件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○増淵総務部長 追加議案といたしましては、最大で2件を予定してございます。

番号40、専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

専決処分の報告について、本定例会議中に最大で2件の示談の見込みがありますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして示談が調った場合には、追加議案として提出したいと考えてございます。

以上です。

○森本委員長 ただいまの追加案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑がないようですので、追加議案の取扱いについてお諮りいたします。

番号40と41の専決処分の報告案件2件については、先例のとおり示談が調った場合には、即決扱いとし、報告を受けることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されているものはございますか。

課長。

○岩波議事課長 議会提出案件としまして、発議第

16号 決算審査特別委員会の設置について1件ございます。

以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの議会提出案件につきましては、初日に上程し即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出の追加案件はありますか。

課長。

○岩波議事課長 議会の追加案件としまして、請願・陳情の結果によりまして意見書等の提出が想定されております。この後、次第⑤請願・陳情等の取扱いの中で、内容を御説明したいと思います。今定例会議に合わせ請願・陳情合わせて4件の提出がございました。取扱いにより審査となった場合、その結果によりましては意見書等の提出が予定されております。

以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。

ただいまの追加案件の説明に対し、質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑等がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

請願・陳情の審査結果等によりましては、意見書等の提出が予想されます。その場合には、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり、1議題につき1人10分以内、賛成、反対5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、会派代表質問についてお諮りいたします。

今回、3会派からの通告がございます。質問の方法については、先例のとおり答弁を含め1会派70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、13名の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1人60分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、請願・陳情等の取扱いについてを議題といたします。

それでは、請願第2号の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、配信されました資料、請願・陳情等文書表のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、一番上ですね。受理番号2番、件名ですが、けれども、高校生医療費助成の現物支給化に関する請願でございます。

趣旨としましては、高校生とその保護者の負担を軽減し、適切な医療へのアクセス確保と健全な育成の支援を目的とし、高校生の医療費助成を現物支給方式に移行することを求めるものでございます。

こちら請願者、瀬川様ほか124名でございます。

また、請願の紹介人として、赤塚議員、堤議員、小島議員、森本議員、星議員、相馬議員のほうの記載がございます。

説明のほうは以上となります。

またあわせて、もう1件、こちらは議員の皆様への確認という部分になるんですけども、配信しました請願・陳情等の取扱いについてということで、一番上の段ですね、請願について。

そして、今回直接の持参でございました一番上のところですね、右にこう見ていただければと思うんですけども、請願の直接持参につきましては、議運のほうで判断をしていくと。その先ちょっと見ていただきますと、委員会付託ということになってございます。請願については、委員会付託をする。この後の議運の判断としましては、どの委員会に付託するか、そういった部分の御意見をいただければと思っております。

説明は以上となります。

○森本委員長 説明が終わりました。確認したい点や質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑等がないようですので、扱いについてお諮りいたします。

請願第2号については、どのように取り扱うか、御意見をお伺いします。

じゃ、意見を相馬委員お願いします。

○相馬委員 委員会付託でお願いします。

○森本委員長 付託の委員会は。

○相馬委員 福祉教育常任委員会にお願いします。

紹介議員は、福祉教育常任委員会の議員を抜いて紹介議員になっているはずなんです。なので、委員会で、議運で決定するということにはなっていますが、請願の性質上、紹介議員は委員会に所属しては出られないというであり、紹介議員にはなれないというふうなルールがございますので、福祉教育常任委員会に付託するべきだと思います。

○森本委員長 相馬委員より福祉教育常任委員会に付託したらどうかとの意見がありました。

ほかに意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 ほかに意見はないようなので、請願第2号については、福祉教育常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、請願第3号の内容について、事務局より説明をお願いいたします。

係長、お願いします。

○長岡議事調査係長 それでは、また、請願・陳情等文書表のほうを御覧いただければと思います。

上から2番目、受理番号3番になります。

学童野球公式戦及びその他の少年少女スポーツにおける公式戦の市施設使用料無料化に関する請

願でございます。

趣旨としましては、子どもたちのスポーツ活動の機会の確保を目的とし、令和7年4月から有料化された市施設の使用料について無料化を求めるものでございます。

請願者につきましては、中野さんほか1,738名でございます。また、請願のほうの紹介議員として、戸張議員、矢島議員、堤議員、山形議員、田村議員、星議員のほうの記載がございました。

こちらも請願ですので、その後、どの委員会に付託するかと言ったところを御意見いただければと思います。

説明は以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。確認したい点や質疑等ございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑等がないようですので、扱いについてお諮りいたします。

請願第3号について、どのように取り扱うか、御意見をお伺いします。

小島委員お願いします。

○小島委員 委員会付託で、福祉教育常任委員会にお願いします。

○森本委員長 小島委員より、福祉教育常任委員会に付託したらどうかとの意見がありました。

ほかに御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 ほかに意見がないようですので、請願第3号については、福祉教育常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないとの声、いただきました。異議がないことと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第2号の内容等について、事務局か

ら説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、請願・陳情等文書表の下段になります陳情になります。受理番号2番、三斗小屋宿跡地保全に関する陳情でございます。

陳情の趣旨ですけれども、那須塩原市の歴史的遺産である三斗小屋宿跡地を保全し、当地の歴史を後世に伝え遺すため、保全の方策について審議を求めるものとことです。

陳情者につきましては、香田様でございます。

続きまして、もう一度今度は、陳情のほうのフローを確認させていただきたいと思います。

配信しました資料の上段になります。陳情後に御覧いただきたいと思います。

今回も直接持参となりますので、上の段です。こちら右にずっとフローしていただきます。

議会運営委員会としましては、この右側に議会運営委員会へする。これ付託するなんですけれども、議会運委員会としてはこの後、委員会付託にするかまたは委員会に回付するか、回付というのは、常任委員会のほうに御紹介して、基本的には聞いて、終わりというような取り扱い。

こちらのどちらにするか。

そして、付託する、または回付する委員会というのを、どこの委員会にするか、こちらのほうを御検討いただければと思います。

説明は以上となります。

○森本委員長 説明が終わりました。確認したい点や質疑等ございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

陳情第2号について、どのように取り扱うか、御意見を伺います。

いかがでしょうか。

係長、これ執行部のほうの所管としては、
係長をお願いします。

○長岡議事調査係長 こちらの三斗小屋宿跡地なんですけれども、市の文化財としての指定を受けているということで、例えば、市のホームページ見ていただきますと、生涯学習課が所管ということで、御案内はされているというような状況です。
説明は以上です。

○中村委員 福祉教育常任委員会に付託ということで。

○森本委員長 今、中村委員より福祉教育常任委員会に付託したらどうかという御意見がありました。
そのほか、御意見のある方いらっしゃいますか。
〔発言する人なし〕

○森本委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第2号については、福祉教育常任委員会に付託することで異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。
次に、陳情第3号の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、請願・陳情等文書表を御覧いただきたいと思います。
一番下になります。受理番号3番、那須塩原市でノーマイカーデーの導入を求める陳情でございます。
陳情の趣旨としましては、市民レベルで二酸化炭素排出量削減に取り組むことと、市民への二酸化炭素排出量削減の意識づけを図ることを目的とし、ノーマイカーデーの導入を求めるものでございます。

陳情者につきましては、高嶋様ほか8名の方で

ございます。

先ほどと同じように、陳情の委員会付託か、または回付。それはどこの委員会に決めるか。こちらのほうも御意見いただければと思います。

以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。確認したい点や質疑等ございますか。

相馬委員どうぞ。

○相馬委員 陳情者は、ノーマイカーデーというのをどのようなふうの説明されているのか。

○森本委員長 係長、お願いします。

○長岡議事調査係長 陳情の趣旨にありますように、やはり二酸化炭素の排出量、こういったものを減らすという目的のために、意識づけでノーマイカーデーの導入というのを市内全域にしてはどうだろうかというような趣旨でございます。

事務局としては、環境分野の御意見の一つのかなというふうに捉えているところでございます。
以上です。

○森本委員長 そのほか、確認したいことや質疑ございますか。
〔発言する人なし〕

○森本委員長 ほかに質疑等ないようですので、取扱いについてお伺いいたします。

陳情第3号について、どのように取り扱うか、御意見を伺います。

小島委員。

○小島委員 委員会付託ということで、今の話ですと環境分野ということで、建設経済常任委員会に付託できればいいのではないかと思います。

○森本委員長 小島委員より、建設経済常任委員会に付託するべきであるとの御意見がありました。
ほかに御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 ほかに意見がないようですので、陳

情第3号については、建設経済常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、会議日程についてを議題といたします。

別紙に日程（案）がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

課長。

○岩波議事課長 会議日程について御説明いたします。

資料の令和7年9月那須塩原市定例会議会議日程（案）を御覧ください。

期間は、9月5日金曜日から9月30日火曜日までの26日間の予定としております。

休会を除いて日にち順に御説明いたします。

初日、9月5日は再開、日程報告、議案の提案説明、即決議案の採決、決算審査特別委員会の設置を予定しております。

次に、8日は会派代表質問を1会派行う予定としております。

また、同日午後5時を質疑通告書の締切りとしております。

次に、9日、10日、11日は市政一般質問をそれぞれ4人行う予定としております。

次に、12日は市政一般質問を1人行い、また、議案質疑、議案、請願・陳情の関係委員会付託を行う予定としております。

次に、17日、18日、19日、22日は各常任委員会及び決算審査特別委員会による付託議案等審査の予定としております。

なお、22日は午後5時を討論通告書の締切りとしております。

次に、29日は議員全員協議会を午前10時から、予算常任委員会全体会を午後1時30分から、決算

審査特別委員会全体会を午後2時30分から行う予定としております。

最後に、30日は各委員長報告、質疑、討論、採決、散会の予定としております。

説明は以上です。

○森本委員長 御説明いただきましたが、今8日月曜日の会派代表質問を、課長1会派とおっしゃったんですが、3会派です。

ただいま事務局から説明ありましたが、改めて申し上げます。

会議日程については、別紙のとおり、9月5日金曜日から9月30日火曜日までの26日間とし、会派代表質問3会派については9月8日に、市政一般質問13人については9月9日、10日、11日の3日間に4人ずつ、12日は1人とし、議案質疑は12日金曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、質疑通告書の提出期限については、9月8日月曜日の午後5時とし、討論通告書の提出期限については、9月22日の月曜日の午後5時とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、9月29日月曜日の午前10時から議員全員協議会を、午後1時30分から予算常任委員会全体会を、午後2時半から決算審査特別委員会全体会を予定しておりますので、お含みいただきたいと思います。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、定例会について、その他として執行部から何かございますか。

〔「ごいません」と言う人あり〕

○森本委員長 委員から執行部に対して何かございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで御退席をお願いいたします。大変お疲れさまでした。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第の(2)9月定例会議の対応についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、9月定例会議の対応についてこちらを御覧いただきたいと思います。

1から5番までにつきましては、これまでと同様でございます。説明のほうは省略させていただきます。

6番の委員会の場所でございます。本定例会議では、委員会はそれぞれの所管するお部屋のほうで審査をするということで、総務企画さんについては第1、そして、福祉については第4、そして、建設第2ということで予定をしてございます。

その中で日程によりましては、執行部がすごく多い部署があります。そちらについては、この303会議室を使わせていただきまして、審査のほうを行いたいと考えてございます。

そして、一番右側の駅周辺まちづくり特別委員

会でございます。こちら今回駅周辺整備室の審査は全てこの特別委員会が担うということでございます。

今定例会におきましては、決算の審査がでございます。ですので、委員会の最終日、こちら303会議室におきまして審査のほうをお願いできればと思っております。

続いて、下7番です。予算常任委員会全体会及び決算審査特別委員会全体会につきましては、ちょっと記載があれですね。

全体会のほうは、こちら303のお部屋、予約が取れましたので、こちらで行わせていただきたいと思います。

そして、全協のほうについては、今までどおり議場でということで、すみません、記載を直させていただきます。

最後8番です。牛柄はっぴですけれども、本会議の初日、こちら皆さんではっぴのほうを着て、中には議会のポロシャツを着てということで、進めることとなっております。

あと、議会直接、議会は議会なんですけれども、9月の一般質問の初日、9日が議場コンサートになりますので、こちらのほう御承知おきください。

説明のほうは以上となります。

○森本委員長 記載の中では全協だけが間違っているということで、全協が本会議場でやりますよという部分だけが違っているということで、あとは全部記載のとおりであります。

説明が終わりましたので、質疑、御意見がありましたらお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 なければ、ただいまの説明のとおりすることで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議なしと認め、このとおり進めさ

せていただきます。

次に、次第(3)特別委員会の委員の任期の検討についてに入ります。

こちらは、前回の議運で頭出しをさせていただき、サイボウズでお知らせした論点について、本日協議することとなっております。

資料について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、こちら特別委員会の委員の任期の件ということで、前回頭出しさせていただいた軽くもう一度おさらいと言いますか、させていただければと思います。

現状の課題としましては、特別委員会の任期、こちらが議員の任期5年間と現在とはなっております。

しかしながら、常任委員会ですとか、あとは正副議長のほうの交代と言うんでしょうか、そちらが2年ごとということで、タイミングが合わない、そういったそごが生じることから、検討を行っているものとなります。

そして、下の段、例規等、こちらも同じですね。正副議長の任期は2年ですと。そして、特別委員会の任期は議員の任期というのが現在の決めでなっております。

特別委員会、この3番目ですね。現在の構成としましては、那須塩原駅周辺まちづくり特別委員会は正副議長、そして、会派の代表者。

議会活性化特別委員会については、参加希望者という現状となっております。

すみません。次のページをお開きいただきたいと思うんですけれども、一番下の8番、論点ということで、サイボウズでお送りさせていただいております。

本日は、こちらの論点1から3についての御意

見を賜りまして、方向性を検討できればと考えてございます。

説明は以上となります。

○森本委員長 説明がありました。じゃ、論点に基づいて議論していく形にしていけたらと思います。

まず、任期についてなんですけれども、任期は現状どおり4年とするか、それとも2年間とするか、それとも常任委員会の任期と同じにするかというこの3つの選択肢があるのかなと思います。

それぞれ会派で検討されてきているかとも思います。順番に聞いていきたいと思いますけれども、まずは、シン・那須塩原の御意見をお願いいたします。

相馬議員、お願いいたします。

○相馬委員 常任委員会の任期と同じという結論になります。

○森本委員長 はい、ありがとうございます。

続きまして、公明クラブさんの星野委員。

○星野委員 私も、常任委員会の任期でお願いいたします。

○森本委員長 続きまして、なすの会さんですね。

○小島委員 私も、常任委員会の任期でいいと思います。

○森本委員長 次に、みらい共創さん。

○中村委員 うちのほうの会の中では、任期は4年の中で結論を出させていただいて、その中で、

その都度、人選ができるということで、解釈をしてきたんです。

○森本委員長 任期は4年として、いつでも替えれる状態にするという意味ですか。分かりました。

そうすると、2つの御意見が出ました。3会派の方は常任委員会任期ですということで、みらい共創さんだけが4年間として、いつでも替えられるという御意見なんですけれども、どうしまし

よう。

一応、今のところ3対1という状態なんですけれども、中村代表のみらい共創さんとしては、どうでしょう。例えば、こちらに合わせようかな…

○齊藤議長 すみません。一番最初にもんでいただきたいという話で、皆さんに協力してもらっているんですけども、あくまでも替えるのが、替えてほしいから言っている案件ではなくて、その中で、会派なりとか、委員会自体を入替えができるようになれば最善だと思っているので、常任委員会と同じ任期というのは、よさげには感じるんですけども、ばらばらにしちゃうと引継ぎができていないので、重要な課題のときに委員会が選任されているところが、ころって替わってしまうと引継ぎの情報が、まず、不手際になって、これからまちづくりとか特別委員会はかなり重要なものになるので、その部分だけちょっと考えてもらいたいなど。

例えば、下の活性化は誰にでも機会を与えてあげてほしいですけども、執行部からすればそろえたいんでしょうけれども、委員会の質によって理解ができるほうがいいんじゃないかなと。

まちづくりの場合は、前回の件のときに前前議長、副議長が入った状態で特別委員会が組まれていたということがあったんで、新しい正副議長が入った瞬間に本来である2名増になってしまうというので、そこに会員が1つ増えたので、3名増えたことになったんですけども、前回前議長は辞退されていたので増えなかったんですけども、なんで、今後、例えば、中でのやりくりができるようにする柔軟なものの方がいいかなと自分は思っていますけれども。

自分が言って解釈も何なんですけれども、一応昨年も加味してもう一度……。

○森本委員長 はい、分かりました。

○星野委員 今議長が言われたように前回はそう言われて理解したんですよ。

ただ、これを出すときに任期はと出てきちゃったんで、任期が先に出てきちゃうとはっと思って。私も考え方というのとどっちかというと今議長や中村委員が言ったように、例えば、まちづくりでも任期で替わるので、そうすると、新しい人が入れるようにするとか、中には特別委員会の活性化であれば、4年間のうちの中で、2年やっていて、例えば、会派の中で引き継ぎながら自然的にやるっていう方法ができるわけです。

出し方が任期になっちゃうと、そうすると、そういうことも考えながら、じゃ2年でいいのかなというふうに思っちゃったんですよ。

例えば、だから、正直、任期という点では常任委員会の任期という形ではお答えしたんですけども、今後は議長や中村委員が言ったように、最低2年ぐらいはやった中で、その中で……

○森本委員長 状況を確認したいんですけども、例えば、今出ている意見だと4年の任期にしておいて、いつでも、必要なときに変更できるという書き方って可能ですか。

係長。

○長岡議事調査係長 そうしましたら、今資料の1ページ目の一番下ですね、ちょっと御覧いただきたいんですけど、こちらの赤字が今後仮に常任委員会の任期と同じ場合に改正する場合の案で、この赤字を除いた部分というのは、今現在の申合せ事項ということです。

読み上げますと、特別委員会の委員の任期は議員の任期とする。ただし、特段の事情があった場合は、委員構成等を検討することができる。

この条文であれば、任期は4年ですと。ただしということで、必要に応じて替えようという声が

あったときに、皆さんが合意できれば替えることも可能だよというような、今の書きぶりとしてはそのような形になります。

○森本委員長 今回の回答で大丈夫でしょうか。

変えなくても大丈夫という話も出てきています。どうでしょう。

中村議員。

○中村委員 やっぱ、この間、一番先に出たときに、特別委員会というものは、いつかの日にすむか分からないものがあったり、いろいろ年月がはっきり分からないものがあるということで、そういう意見も出ました。

あと1つは4年間しっかりと取り組まなければいけないという見解もありますが、それだと途中から替わることによって決め方を変えてしまうということを危惧する場合には、4年任期を残しておいて、継続するもの一つ大事ではあるということが、私どもの頭にあったものですから、そういったものを含めると、今、事務方が説明されたように、この6番の中で対応できるのかなということで、任期は4年とするということで、対応するのが一番ベターだという解釈をさせていただいたものであります。

○森本委員長 そのほか、御意見ございますか。

○星野委員 例えば、この交替をする場合というのは、常任特別委員会の中で、了解をもらえればとも、全議員のあれなんですか。

○森本委員長 係長。

○長岡議事調査係長 この会派の構成の変更というのは、会派代表者会議が一応付託されているということでございます。

なので、会派代表者会議の中で、仮にですけれども、正副議長が替わられて、その後、特別委員会のほうもやっぱり替えたほうがいいんじゃないのというのを、その会派代表者の中で合意できる。

また、じゃ、替えるとしたらどういうふうな人に替えようかというのが合意ができれば、基本的にはその後、全協とかで了解をいただいて、全協の了解がいただければ改正というのは可能なのかなと。

ただ、特別委員会の構成の決定、最終的には議決まで必要となります。

○森本委員長 小島委員。

○小島委員 今までの4年と2年で問題となる論点というのは、議長と副議長が2年で切れますよね。それで替わるかどうかなんですよ。

今の齊藤議長の話ですと、今議長を4年やったら、2年やっているから、そのほうが既に議長でなくなっても続けたいという意見なんですよ。どっちがいいかなんですよ。あとは議長に選ばれたときに……

○森本委員長 ちょっと違います。

○小島委員 特別委員の任期って、2年だとすれば議長が替わったら、また新しい議長と副議長になるわけですよ。

○齊藤議長 先ほども言ったとおり、特別委員会は、その目的を達するまでが委員会なんです。だから切る必要はないんです。

僕が切ると言ったのは、まちづくりの委員会のほうではなくて、本当は議会活性化だったんです。活性化のときの自分の思いを出していたら、何と皆さん相談したら、活性化委員会で手を挙げてほしいでいいよと言ってくれちゃったものですから、実はそんなにもむ議案でもなくなっちゃっていたんですよ。

この今、まちづくりに委員会に関しては、4年間を通して、この後、駅前まで入っていく議題なので、2年に1回終わりにするような会ではないんですよ。

なんで、数年ある中での委員会の改選が、さっ

きの係長の説明でいけるのであれば、あとはその中で、さっき言った会派代表者の中で、うちは代表替わったんで、誰々を誰々に替えるよという程度でいいんじゃないのかなという、正副に関しては、次の正副議長が上がればそこに入るんで、うちらは必然的に外れるという話をすれば、別に任期を延ばさなくてもいいし、もし任期をつけちゃうと、また委員会集めて出直さなければならんという無駄な、言い方悪いですけども、無駄な作業が入ってしまうので、そんな感じです。

○小島委員 それでいくと、新しく議長、今度2年後に議長、副議長が替わったときには、即今度新しい議長は入れないということ。

○齊藤議長 新しい議長入れるために、自分らがいうっていう話。僕らは退く。

○森本委員長 今まで4年だと、新しい今の議長と副議長がずっと4年間続いちゃうんですよ。だけど、見直しができるようになれば、新しい議長、副議長入れることができるんですよ。逆です。

○小島委員 2年に変えるしかないでしょうね。

○齊藤議長 その中で変えることができると。要するに……

○森本委員長 中村委員が発言していますので、中村委員の話を聞いてください。

○中村委員 要するに、以前、私が前回の調査特別委員会に入らせていただいた経緯は、会派内の集散で全部替わりました。で、会派ができましたが、そういうメンバーの中に一人も会派から選出するという項目がなかったにもかかわらず、1名も委員がいなくなってしまったということは、いかがなもんかと投げかけたら、じゃ1名は特別ルールでこういう形でいいですよということで、議決をいただいて介入しましたと。そういうことでいろんな事情が変わった中でも、こういうルールをつくっておけば、入ることができる。

ですから、今までのメンバーをやめるとかやめないとかではなくて、いろんなものに対応できるようなものを4年の任期の中で、できますよということを、今議長が言われたことを理解をすれば、その中で、なぜかと言いますと、会派というのは離合集散でかなり変わりますから、変わらなくても自然に変わる場合もあるし、そのままずっといけるということでも。そうすると、ルールでやっていますんで、そういう中でやっぱり皆さんで意見を交換しながら、できる体制を今つくるべきだということで、これ議長が言われたんでは、私は2年間という理解をして、4年の任期でいいですよという話をしたわけです。

○森本委員長 小島委員、どうですか。

○小島委員 それは、4年でも1年だって変わらないですよ。その下に特段の理由があった場合は、替えられるということを言っているんですから。ただし、問題は任期を常任委員の任期で変わるの、議長が替わるのか、それとも替わらないのかですよ。4年ということは。

○齊藤議長 常任委員会関係ないですよ。

○小島委員 ですから、齊藤議長が今度2年後に変わったときに、そのまま4年間その続きで、今後2年の続きで任期となるのか、それとも新しい議長がそこに入ってくるのか。

○齊藤議長 新しい議長です。

○小島委員 新しい議長ですか。じゃ、それはどちらでも。

○齊藤議長 僕が入りたければ、会派を代表してということであれば、入れます。

○小島委員 じゃ、いずれも同じです。

○森本委員長 シン・那須塩原さんで何か御意見があれば。

○相馬委員 ありません。

○森本委員長 議論した中で、話がまとまってきた

と思うんですけれども、現行どおりの規定で、議員の任期とした中で、いつでも交換できる部分もあるんで、それをもうちょっと柔軟に運用していきましょうという部分かなというふうに思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 引き続き、次に入替えについてなんですけれども、入替えについて、今議論されたのかなと。今までも柔軟に入替えをできるようにしようということだったかなと思うんですけれども、ほかに御意見ございますでしょうか。

今、皆さんの御意見の中では、結局途中であっても、会派が変わったときであったりとか、議長が変わったときとかに、柔軟に入替えをするようにしようというような御意見が中心だったのかなと思うんですけれども、その入替えを認めるという、そのときには、柔軟に対応していくということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 2番までは、それで終わってしまいました。

それでは、そうすると3番も変えないと。

全て現行どおりということになりますけれども、以上のような結果でよろしいでしょうか。

現行どおりのルールの中で、ただ柔軟性を持たせていきましょうという御意見でしたけれども。

それでは、変更なしということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の決定事項、9月全員協議会ということなんですけれども

取りあえず、議運の中で、柔軟に対応しようということを皆さん会派の中で、合意をしましたので、皆さん会派に帰られて、そのような形になりましたということでお伝えいただければというふうに思いますので、全員協議会での提案はな

いということで、よろしくお願ひいたします。

次に、(4)那須塩原市議会基本条例に規定する議会の議決事件を定める規程の一部改正についてに入ります。

内容について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、まず、ちょっと配信しました資料のほうを御覧いただきたいと思いますが、議会基本条例に規定する議会の議決事件を定める規定、こちら現行の例規になります。

ここの中で、議会はそのそれぞれの計画を記載しているんで、これを議決事件としようというふうに規則の中で定めているというところがございます。

次のページ開いていただきますと、26番まで変更の計画、これプラス総合計画ですか、というのは議決事件だよというふうになってございます。

今般は特別委員会の設置もございまして、那須塩原駅周辺まちづくり基本計画、こちらが3月定例会議、来年の3月の定例会議に上程予定でございます。

新庁舎も議決事件としていっていると、さらにそのもっと大きい駅周辺、こちらの計画というのはやはり議会としては、議決すべき事件にやはりなるのではないかとということでですね、すみません、次の資料を御覧いただきたいんですけれども。

配信しました。現行の例規のほうに、左側ですけども26番の下ですね、27番としまして那須塩原駅周辺まちづくり基本計画、こちらのほうを議決事件に追加すべく例規の改正を提案するものです。

説明は以上となります。

○森本委員長 説明が終わりました。確認すること、

質疑などはございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 なければ、ただいまの質問に対する御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議なしと認め、このとおり進めさせていただきます。

(5)その他に入ります。

委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 事務局から何かございますか。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、次回の議会運営委員会の日程のほうの確認をさせていただきたいと思います。

資料のほうの次第の真ん中あたりですね、9月30日火曜日、こちらの9月定例会議最終日になります。大変お忙しいかと思うんですけども、その本会議終了後、議会運営委員会のほう開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○森本委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時55分